**肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について**

**資料６－②**

**１　事業概要**

肝炎ウイルスによる肝がん又は重度肝硬変の患者（年収370万円以下）について、肝がん・重度肝硬変の高療該当入院関係医療・外来関係医療・合算関係医療で、過去12月で高療限度額を超えた月が２月以上の場合に、３月目以降の医療費に対し、高療限度額と１万円（自己負担）の差額を公費助成。

**２　現状・課題**

対象の要件等が拡大（外来医療の追加等）されたが、患者・家族への制度の浸透が不十分。

通院追加の影響で申請数は増加傾向にあるものの、当初見込よりは申請数が非常に少ない。

**＜認定患者数＞**H30:２、H31:16、R2:13、R3:43、R4:44、R5:40（R5.12月末）

**●課題1**患者・家族への制度周知の強化、指定医療機関の充実

（R5.12月末現在102機関）

**●課題2**認定要件のさらなる緩和

**３　これまでの対応**

①**指定医療機関への実態調査**

院内での周知・連携、対象患者の把握等をR4.1月に調査実施。好事例（大阪公大病院）を紹介し、事業フローや府作成リーフレット等を送付。

**＜結果報告＞**　調査対象：府内93の指定医療機関　➡　うち、既回答85医療機関（回答率92％）

【Q1】患者への周知方法　※複数回答可

　ポスター掲示・パンフ等（48）、相談窓口対応（26）、主治医から案内（46）、対応なし（11）

【Q2】担当部署の整備、対象者の抽出状況

　担当部署を定めている（43）、担当部署又は主治医が対象者抽出（24）、未整備（32）

【自由記載】

　要件が複雑で対象者の把握困難、患者の9割がアルコール性で対象わずか、年収要件が厳しい　等

②**本制度の周知強化（B型肝炎患者等への個別案内）**

医療機関等ヘの制度周知とともに、核酸アナログ申請等で肝がん罹患判明の患者への制度案内。

③**未指定医療機関への働きかけ**

がん診療連携拠点病院等から未指定機関を抽出し、働きかけ。

④**認定要件緩和に向けた国への要望**

　助成開始月の要件（現行：入院又は通院３ヶ月目から）⇒国において要件緩和を検討中